セカンドオピニオン外来のご案内【患者様へ】

セカンドオピニオンとは、患者様自ら診断内容や治療方針に関して、主治医以外の専門医師に対して意見を聞こうとするものです。

※（セカンドオピニオンは治療や検査は行いません）

ご相談の結果、現在の主治医の説明と同じ場合もあれば、異なる場合もあります。その中から患者様が最良の医療をお受けになる方法を選択できるシステムです。

セカンドオピニオン外来は**完全予約制**で、**保険適応外になります**

**３０分まで１1，0００円（延長の場合３０分ごとに５，５００円）**かかります

**当院の取り組み**

患者様が最良の医療をお受けできるよう、当院は積極的にセカンドオピニオンに取り組んでいます。

「他医療機関から当院の専門医師の意見を求められる場合」と「当院から他医療機関の専門医師の意見をお求めになられる場合」と二通りあります。

１．対象となる相談者

　　　原則として相談者は、患者様ご本人（ご家族の同席も可）としておりますが、患者様直筆の『セカンドオピニオン同意書』をお持ちになればご家族だけでも相談は可能です。　但し、患者様との続柄を確認できる書類（健康保険証など）をお持ち下さい。

２．対象とならない場合

　　　○ご本人とご家族以外からの相談

　　　○最初から当院での治療を希望している場合（その場合は一般外来を受診して頂きます）

　　　○主治医に対する不満、転院希望、医療訴訟に関する相談

　　　○担当主治医の了承がない場合

　　　○主治医の診療情報提供書、検査資料等がない場合

　　　○予約がない場合

３．相談に際して必要なもの

　　　（１）セカンドオピニオン申込書

　　　（２）セカンドオピニオン同意書

　　　（３）主治医からの診療情報提供書（紹介状）

　　　（４）できる限りの検査資料

　　　　　（レントゲン・ＣＴ・ＭＲＩ検査のフィルム、血液検査のデータ、病理組織検査の結果等）

　　　　※ご家族だけでのご相談の場合は、続柄を確認できる書類（健康保険証等）を

　　　　　お持ち頂き、同意書には必ず患者様の署名捺印をお願い致します

４．相談料金

　　　・３０分まで　　　　　　１１，０００円（消費税、文書料込み）

　　　　以降３０分毎ごとに　　　５，５００円（消費税込み）

　　　※保険適応外となりますので、全額自己負担となります。

　　　※相談時間は原則お一人様一回３０分までとさせて頂きます。

５．相談可能な診療科

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消化器内科 | 肝臓内科 | 呼吸器内科 | 糖尿病内科 |
| 腎臓内科 | 神経内科 | 循環器内科 | 外科 |
| 心臓血管外科 | 小児科 | 整形外科 | 脳外科 |
| 皮膚科 | 形成外科 | 産婦人科 | 泌尿器科 |
| 耳鼻科 | 麻酔科 | 放射線科 | 陽子線治療 |

６．実施の流れ、申し込み方法

　　①『セカンドオピニオン申込書』及び『セカンドオピニオン同意書』を当ホームペ

ジからダウンロードしていただくか、ご請求ください。

　　　　［マウス右クリック］－［対象をファイルに保存］にて保存後、印刷して下さい

　　　セカンドオピニオン申込書（pdf）

　　　セカンドオピニオン同意書（pdf）

　　　セカンドオピニオン外来のご案内（pdf）

　　②必要事項をご記入後、ＦＡＸ又は郵送で下記宛に送って下さい。

　　　（注意）電子メールでの受付は行なっておりません。

　　　（注意）お申し込み当日の受診は、医師の都合を付けることができません。

必ず、ご予約をおとりください。

　　③地域連携室から各科担当医師に連絡し、申し込みの内容を検討した上で日程を調整しご連絡します。

　　　ＦＡＸ又は郵送してから約１週間がたっても当院から連絡がない場合は、下記担当窓口までご確認下さい。

　　④予約当日は、総合受付Ｇ（紹介状窓口）へお越し下さい。

　　　セカンドオピニオン申込書・同意書をご提出下さい。

※診療情報提供書（紹介状）、できる限りの検査資料を予約当日３日前までに、事前に郵送もしくはご持参して下さい。

　　⑤相談後、セカンドオピニオン担当医師から主治医の先生への報告書を受け取られた後、会計窓口でお会計をお願いします。

　　　※都合により主治医の先生への報告書を郵送させていただく場合がございますので、

　　　　ご了承下さい。

お問い合わせ先

　　　津山中央病院　入退院支援センター　地域連携室

　　　〒７０８－０８４１

　　　岡山県津山市川崎１７５６

　　　ＴＥＬ　０８６８－２１－８１１１（内線３８４２、３８４３）

　　　ＦＡＸ　０８６８－２１－８２０１（地域連携室専用）

第1版：2007年6月1日　作成

第5版：2019年10月1日　改定